

会計年度任用職員（母子・婦人相談員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（母子・婦人相談員）
採用予定人数	1人
職務内容	1 ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談・指導及び貸付金に係る償還促進業務を行うこと。 3 婦人保護事業の対象となる要保護女子等につき、その早期発見、相談、調査、指導及びこれに付随する業務を行うこと。
応募資格	福祉に関する相談業務の経験を1年以上有する方若しくは福祉関係業務の経験を2年以上有する方又はこれらに準ずる経験を有する方 地方公務員法第16条に規定される下記のいずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	社会的信望があり、母子父子寡婦福祉及び婦人保護の推進に必要な熱意と知識を有する方
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、3年に達する日の属する年度末まで再度任用の可能性あり。
勤務場所	手稲保健センター（札幌市手稲区前田1条11丁目） 【1週間当たり3日または2日勤務】 厚別保健センター（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目） 【1週間当たり2日または3日勤務】 ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市手稲区保健福祉部健康・子ども課
勤務日・時	・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日）

間	・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで ・勤務時間：1週間当たり30時間 9時45分から16時30分まで（休憩45分） ※業務の都合により、時間外勤務を命ずる場合あり
給与	月額210,912円（地域手当を含む） ※引き続いて同一職種で任用する場合は、調整を行うことがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、特殊勤務手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇（任用当初から付与、付与日数は任用開始日によって変動）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有） ※健康保険は、札幌市職員共済組合に加入
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和8年8月10日（月）～令和8年9月11日（金） ・面接日程：令和8年9月中旬 ・合否決定時期：令和8年9月中旬 ・応募方法：写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

	【履歴書送付先（募集者）】 〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条11丁目 札幌市手稲区保健福祉部健康・子ども課子ども家庭福祉担当係 あて ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。